

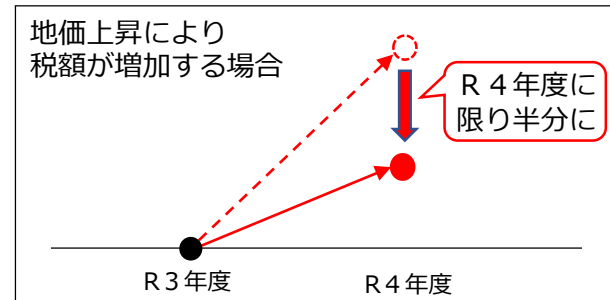
令和4年度税制改正について (速報)

2021年12月10日
日本商工会議所

<コロナ禍で困窮する中小企業等の事業継続・雇用維持を後押しする税制>

- ✓ 商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置
→来年度固定資産税が増える商業地等について、本来増える税額の半分に引き下げる措置を講じる
- ✓ 交際費課税特例（中小法人は800万円まで全額損金算入等が可能）の延長（2年間）

【商業地等における税額の動きのイメージ】



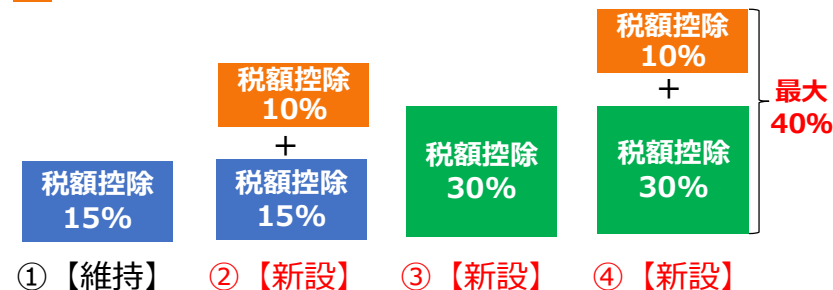
<ポストコロナへのビジネス変革等の挑戦を後押しする税制>

- ✓ 少額減価償却資産の損金算入特例について、一部見直しのうえ延長（2年間）
→節税目的の貸付用資産（主要な事業として行われるものを除く）の購入を対象外に
- ✓ 中小企業向け所得拡大促進税制の延長・拡充
→現行制度（給与等支給総額1.5%以上増で15%税額控除）は維持しつつ、
 - ・給与等支給総額2.5%以上増で30%税額控除
 - ・教育訓練費10%以上増で10%税額控除（上乗せ）を措置（最大40%の税額控除）

【所得拡大税制の改正イメージ】

給与等支給総額の増加額の15%～40%を税額控除
※控除上限は法人税額の20%

- …給与等支給総額が対前年比**1.5%以上**増加した場合
- …給与等支給総額が対前年比**2.5%以上**増加した場合
- …教育訓練費が対前年比**10%以上**増加した場合



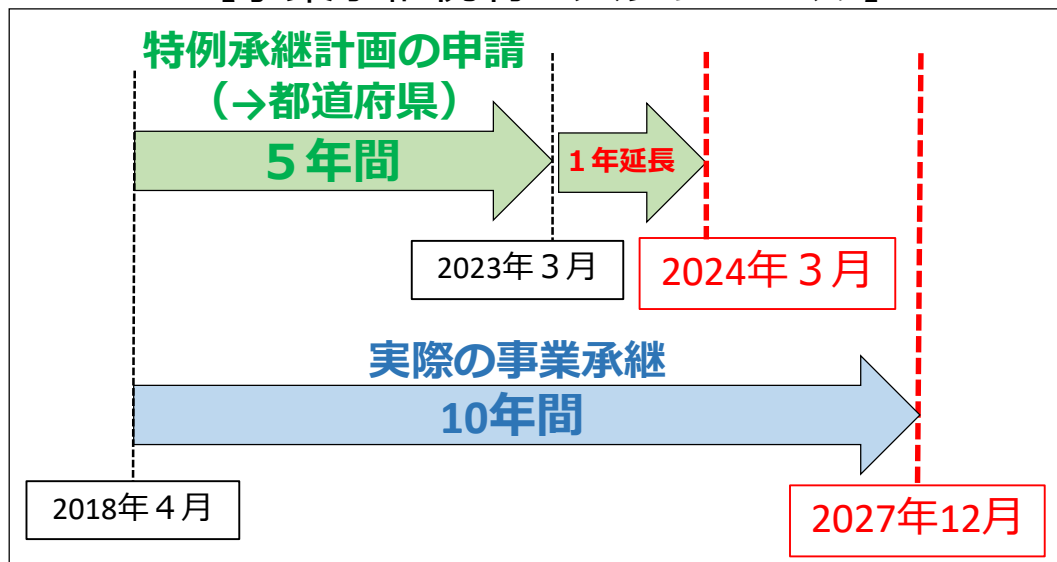
- ✓ 地方拠点強化税制の延長・拡充（2年間）
- ✓ オープンバージョン促進税制の延長・拡充（2年間）
- ✓ 5G導入促進税制の延長（国税3年間、地方税2年間）

※国税は段階的に控除率を引下げ

<円滑な事業承継に資する税制>

- ✓ 事業承継税制の特例承継計画提出期限の1年延長（2023年3月末→2024年3月末）

【事業承継税制のスケジュール】



<バックオフィス業務のデジタル化に向けた環境整備>

- ✓ 改正電子帳簿保存法における電子取引の電子保存義務化の2年猶予（2022年1月1日→2024年1月1日に実質先送り）

 日本商工会議所